

前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループの設置について

令和3年6月29日
法務大臣決定

1 趣旨

「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）及び「少年法等の一部を改正する法律」に対する附帯決議（令和3年4月16日衆議院法務委員会及び同年5月21日参議院法務委員会）を踏まえ、18歳及び19歳などの若年者の前科による資格制限の在り方についての検討等を行うため、再犯防止推進計画等検討会の下に、前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2 構成員等

- (1) WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

WGの庶務は、刑事局、矯正局及び保護局の協力を得て、大臣官房秘書課企画再犯防止推進室において処理する。

4 その他

前項に定めるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

別紙

前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ構成員

座 長 法務省大臣官房政策立案総括審議官

構 成 員 竹内 政昭 認定特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業
者機構事務局長，保護司
中井 政嗣 千房株式会社社長（協力雇用主）
藤野 京子 早稲田大学文学学術院教授

事 務 局 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長
法務省刑事局参事官
法務省矯正局参事官
法務省保護局参事官

(敬称略)